

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
八千代町「詩情あふれる農村空間」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
茨城県結城郡八千代町

3 地域再生計画の区域
茨城県結城郡八千代町の全域

4 地域再生計画の目標

八千代町は、茨城県の南西部に位置し、人口 24,403 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）面積 59.1 平方キロメートルであり、農業を基幹産業とし、土地改良事業や畑地帯総合土地改良事業等をいち早く取り入れ基盤整備に力を入れてきた。現在でも、耕作面積が町の約 63.3% を占めており、また東京まで 60 km であるという条件を生かして、野菜を中心に稲作、果樹、畜産などを生産する都市近郊型農業を展開している。

しかし、排水施設整備の立ち遅れから、生活雑排水の農業用排水路への流入による水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、悪臭の発生等により農業生産や農村生活あるいは動植物等の生態系に大きな問題を引き起こしている。

このような状況の中、八千代町は生活排水を処理するために、昭和 61 年から水田地帯において農業集落排水事業を取り入れ、現在は約 85% が整備されており、一時は姿を消していたホタルが夏の夜に飛び交うなど大きな成果をあげているが、平成 7 年から市街化区域や畑地帯で展開している公共下水道事業（鬼怒小貝流域下水道）の整備率は約 10% と低迷している。また、八千代町では農業の振興のために最も重要と思われる消費者（特に都市住民）に対するイメージアップの施策として、平成 5 年から農村公園「八千代グリーンビレッジ」を開園し、平成 15 年には滞在型市民農園「クラインガルテン八千代」を整備して、都市住民と長期的な交流を行っているが、農産物価格の低迷や農産物輸入枠の拡大、産地間競争の激化など農業をとりまく環境は年々厳しさを増していることから、さらに町の農産物の良質化やイメージアップを図り、活気のある農業を確立することが必要である。

このため、污水处理施設の整備を促進し、生活雑排水の浄化を図ることにより、八千代町全域がかつてのような様々な生命が溢れる環境づくりを推進し、小川に魚を見つけ、林で鳥のさえずりを聞き、あるいは水田でホタル狩りをするというノスタルチックな詩情豊かな農村空間を再生することにより、八千代町農業のより一層のイメージアップを図っていく。

（目標）污水处理施設の整備促進（污水处理人口普及率を 42.8% から 52% に向上）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

農業環境や生活環境の向上を図るため、公共下水道について、現認可区域のうち、八千代中央地区、若地区、東落田地区、落田地区の管路整備を行い、併せて個人設置型浄化槽の整備を行う。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

・汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも八千代町

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 八千代町八千代中央地区、若地区、東落田地区、落田地区
- ・浄化槽（個人設置型） 八千代町のうち、公共下水道地区及び農業集落排水地区を除く地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 75～600 27,458m
- ・浄化槽（個人設置型）
 - 5人槽 10基
 - 7人槽 150基
 - 10人槽 15基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- ・公共下水道
 - 八千代町八千代中央地区 957人
 - 八千代町若地区 1,398人
 - 八千代町東落田地区 600人
 - 八千代町落田地区 640人
- ・浄化槽（個人設置型） 1,100人

[事業費]

- ・公共下水道 1,789,760千円
 - （うち、単独 124,604千円）
 - （うち、国費 832,578千円）
- ・浄化槽（個人設置型） 64,185千円
 - （うち、国費 21,395千円）
- ・合計 1,853,945千円
 - （うち、単独 124,604千円）
 - （うち、国費 853,973千円）

5 - 3 その他の事業
該当なし

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、「クラインガルテン八千代」利用者に対するアンケート調査をもとに関係各課との調整を行い、その結果について公共事業再評価委員会において施設の整備状況等において評価・検討を行う。場合によっては、町、議員、一般住民等で組織する総合計画審議会において計画の見直しを行う。

なお、整備された污水处理施設については、定期的に水質検査を行うとともに、維持管理等が適切に行われているかを把握できる体制を整える。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「茨城県污水处理施設整備構想」(都道府県構想)に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。